

平成17年8月1日
健康福祉事業本部
児童青少年部保育課

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定方針

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者の選定にあたり、練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）の選定方針を下記のとおり定める。

記

1 選定会議の位置付けと役割

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は廃止し、新たに選定会議を設置する。選定会議においては、選定委員会の結果を踏まえ、選定委員会で指摘された各選定対象事業者の問題点を中心に検証・確認し再審査を行い、委託事業者を選定する。

2 選定会議委員の役割

選定会議における各委員（以下「選定委員」という。）の役割について、健康福祉事業本部長は、保健福祉および児童青少年の事業分野を統括する職として、企画部長は行政計画の進行管理と財政調整を統括する職として、総務部長は組織運営、人事管理、経理事務を統括する職として、保健福祉部長は福祉事業を統括する職として選定委員となったものであり、それぞれの職責に基づいて公正な選定を行う。

3 事業者選定の考え方

- (1) 「審査基準表」は選定委員会のもと同様とする。
- (2) 「最低基準」の取扱いについては、選定委員会と同様、最低基準にかかわる評点をつけた選定委員がいた場合には、それをもってただちに選定対象事業者を審査対象から除外するのではなく、合議し、その上で選定会議として判断することとする。
- (3) 上記1に示した選定会議の位置付けと役割に鑑み、本選定会議は、選定委員会における総括文において問題点として指摘され、また選定委員会

の中で、審査の際特に重要視すべきと有識者委員から指摘があった「B 現地調査による審査」について、再度、重点的に審査し、評価する。

- (4) プロポーザル募集要領のうち、準備委託期間および運営業務委託期間が変更されたことにもない、選定会議は、選定対象事業者に対し、職員配置ならびに準備委託の考え方について、また、園長候補者に変更があるか等について、あらためてヒアリングを実施する。
- (5) 審査基準表のうち、「A 提案書等による審査」については、ヒアリングにおいて職員配置ならびに準備委託の考え方を審査した結果を、あらためて評価((17)(22)の項目に相当)する。その余の項目については、選定委員会の評点結果をもって、選定会議の評価とする。
- (6) 審査基準表のうち、「C 園長候補者ヒアリング等による審査」については、ヒアリングにおいて、変更のないことが確認された場合には、改めての園長候補者ヒアリングは省略し、選定委員会の評点結果をもって、選定会議の評価とする。
- (7) 委託事業者の選定は、選定基準表「A」「B」「C」それぞれの評点の合計をもとに、選定委員の合議により決定する。

4 現地調査部会の位置付けと役割

現地調査部会は、選定会議の下部組織と位置付ける。

部会員は専門的な立場から、選定対象事業者が現在運営している認可保育園の現地調査を実施する。調査にあたっては、先の「選定委員会」で用いた、「実地調査時の評価ポイント」の評価項目に則って評価を行うことにより、「選定委員会」において特に問題となった現地調査の項目を、再調査する。

調査方法としては、朝の登園時から夕方の降園時までを十分な時間をかけ、特に保育内容を重視して調査する。委託後も保育園の運営には区が責任を負うという前提で、総合的な観点から選定対象事業者運営保育園の順位付けも行う。

5 会議の公開

選定会議の議事および現地調査部会の調査は非公開で行う。

選定結果については、選定された事業者名と採点結果、落選した事業者の採点結果(ただし事業者名は伏せる)ならびに選定会議の各回の要点記録、さらに、現地調査部会の採点表と順位表を公表する。また、本選定方針も公表する。

選定事業者の提出書類ならびに選定会議に提出された会議資料の開示請求に対しては、練馬区情報公開条例に則り処理する。

6 その他

その他選定にかかわる具体的な方法等については、その都度選定会議において決定する。